

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第17号

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（認証の申請）</p> <p>第19条 条例第12条第1項の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、様式第7号による申請書に認証を受けようとする施設に置く専任のふぐ処理師（以下「専任ふぐ処理師」という。）の免許証の写しを添えて<u>総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）</u>に申請しなければならない。</p> | <p>（認証の申請）</p> <p>第19条 条例第12条第1項の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、様式第7号による申請書に認証を受けようとする施設に置く専任のふぐ処理師（以下「専任ふぐ処理師」という。）の免許証の写しを添えて<u>知事</u>に申請しなければならない。</p> |
| <p>（地位の承継の申請）</p> <p>第24条 条例第14条第2項の規定による申請は、様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 承継の原因が合併又は分割による場合にあつては、認証営業者の地位を承継する法人の<u>登記事項証明書</u></p> | <p>（地位の承継の申請）</p> <p>第24条 条例第14条第2項の規定による申請は、様式第11号による申請書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 承継の原因が合併又は分割による場合にあつては、認証営業者の地位を承継する法人の<u>登記簿の謄本</u></p> |
| <p>（認証営業台帳の登録事項の訂正）</p> <p>第25条 <u>総合事務所長</u>は、前3条の申請に基づき認証書の書換え又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。</p> | <p>（認証営業台帳の登録事項の訂正）</p> <p>第25条 <u>知事</u>は、前3条の申請に基づき認証書の書換え又は再交付を行ったときは、認証営業台帳の登録事項を訂正するものとする。</p> |
| <p>（認証書の返納）</p> <p>第26条 認証営業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第12号による届出書により<u>総合事務所長</u>に届け出るとともに、認証書</p> | <p>（認証書の返納）</p> <p>第26条 認証営業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに様式第12号による届出書により<u>知事</u>に届け出るとともに、認証書を<u>知事</u>に</p> |

を総合事務所長に返納しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 総合事務所長は、第1項第1号又は第3号に規定する届出を受けたときは、認証営業台帳の登録事項を抹消するものとする。

別表第2（第7条関係）

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 石川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 山口県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

様式第11号（第24条関係）

ふぐ取扱い営業認証承継申請書 略

職 氏名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略

添付書類

1 及び 2 略

3 合併又は分割による承継の場合は、認証営業者の地位を承継する法人の登記事項証明書

返納しなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 知事は、第1項第1号又は第3号に規定する届出を受けたときは、認証営業台帳の登録事項を抹消するものとする。

別表第2（第7条関係）

埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 静岡県 愛知県 滋賀県 京都府 奈良県 山口県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 熊本県 宮崎県 鹿児島県

様式第11号（第24条関係）

ふぐ取扱い営業認証承継申請書 略

職 氏名 様

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第14条第2項の規定により認証営業者の地位の承継を次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住所

申請者 氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

略

添付書類

1 及び 2 略

3 合併又は分割による承継の場合は、認証営業者の地位を承継する法人の登記簿の謄本

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条、第25条及び第26条の改正は、平成19年4月1日から施行する。